

島根大学附属図書館医学分館、島根県立大学短期大学部出雲キャンパス図書館及び出雲市立図書館の相互協力に関する協定書

島根大学附属図書館医学分館、島根県立大学短期大学部出雲キャンパス図書館及び出雲市立図書館（以下「協定図書館」という。）は、各館利用者等の学習、教育及び研究活動の発展に資すると共に出雲地域における市民の文化活動の推進を図ることを目的に、図書館利用の相互協力（以下「相互協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

1. 相互協力に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 図書資料の相互貸借及び団体貸出に関すること。
- (2) 図書資料の文献複写に関すること。
- (3) レファレンス（調査・照会等）に関すること。
- (4) 公開講演会及び公開展示等に関すること。
- (5) 横断検索システムに関すること。
- (6) 資料の寄贈・交換に関すること。
- (7) 職員の資質向上のための研修及び相互交流に関すること。
- (8) その他協定図書館の利用サービス向上に関すること。

2. 協定図書館は、相互協力を推進するにあたり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 協定図書館の相互協力は、法令、条例及び規則等に抵触しない範囲内で行う。
- (2) 協定図書館の相互協力は、それぞれの業務に支障のない範囲で行う。

3. 相互協力を行うための事務取扱については、「島根大学附属図書館医学分館、島根県立大学短期大学部出雲キャンパス図書館及び出雲市立図書館の相互協力取扱要領」に定めるものとする。

4. この協定書に定めのない事項については、必要に応じて協定図書館で協議のうえ、定めるものとする。

協定図書館は、この協定書を3通作成し、それぞれ記名のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年(2007)11月3日

島根大学附属図書館
医学分館長



島根県立大学短期大学部
出雲キャンパス図書館長



出雲市立図書館
出雲市長

